

令和 2 年和泉市教育委員会第 12 回定例会

日 時:令和 2 年 12 月 24 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼教育・こども部長	並木 敏昭
(教育・こども部)	
教育指導監	大槻 亮志
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	土本 英也
次長兼教育総務課長	東 直樹
こども未来室長	森 博紀
学校教育室教育指導担当課長	阪下 誠
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校園管理室教育施設担当課長	藤原 寛
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課主幹	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子
生涯学習推進室長	木下 明信
生涯学習推進室総括参事	味谷 公子

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
議案第59号 和泉市立学校における教職員の処分について(非公開)
議案第60号 和泉市立学校における今後の水泳授業のあり方について
4. 報告事項
(1)適正就学対策審議会への諮問について
(2)和泉市子どもの読書活動推進協議会委員の委嘱について
5. 情報提供
(1)令和2年和泉市議会第3回・第4回定例会における議決審議の結果等について
6. その他の報告事項
7. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和 2 年和泉市教育委員会第 12 回定例会を開会させていただきます。 今年最後の定例会となりますが、よろしくお願いします。 また、本日は各学校が終業式ということで、滞りなく終えることができたという報告を受けております。コロナ対策を行いながらの大変な一年でした。本市でも児童・生徒、教職員が罹患することもありましたが、クラスター化することなく、精一杯対応してくれたかなと思っております。私の方から一昨日、児童・生徒、保護者向けにねぎらい・感謝・励ましのメッセージを発信させていただきました。 それでは、まず始めに、私から 1 点ご報告申し上げます。 令和 2 年和泉市議会第 3 回定例会の本会議において、西家章弘委員、久米ひろみ委員の任命の議決が得られました。また、令和 2 年 11 月 9 日付けで和泉市長から辞令が交付され、本日が最初の会議となるものでございます。 西家委員、久米委員、お一言ずつお願いいたします。
西家委員	こんにちは。和泉市医師会の西家と申します。前任の松尾委員の後任として務めさせていただくことになりました。教職員の方々は、医療従事者と同じで、コロナ禍で大変なときだと思いますが、引き続き頑張って乗り越えていきたいと思っております。教育委員としてしっかりと務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
久米委員	保護者として教育委員に任命いただきました久米と申します。皆様の一助になれるように、しっかりと務めさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
小川教育長	それでは、令和 2 年第 11 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第 11 回定例会の会議録について承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原委員をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めさせていただきますが、開催の告示後、事務局より、議案の追加 1 件の申し出がありましたので、それを許可しておりますので、よろしくお願いいたします。 本日は、審議事項 2 件、報告事項 2 件、情報提供 1 件になります。 議案第 59 号「和泉市立学校における教職員の処分について」ですが、人事

東次長	に関わる案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに基づき、非公開とさせていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第59号は、非公開といたしますので、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、次の議案第60号「和泉市立学校における今後の水泳授業のあり方について」を、担当課が複数になるため、総括して教育総務課より説明願います。 議案第60号、和泉市立学校における今後の水泳授業のあり方について、ご説明いたします。 資料1ページをお願いします。 審議いただきたい方針は2点で、1点目は、水泳授業は民間等の屋内プール施設の活用を段階的に導入することとし、新たな学校設置にあたっては、プール施設を設置しない方向とすること。2点目は、令和3年度よりモデル実施を行い、課題等を整理のうえ、実施計画の策定に取り組むことでございます。 これらについては、大きな教育方針を確立するものでありますことから、教育委員会での審議をお願いするものでございます。 3から5ページの参考資料については、これまでの教育委員会会議での意見交換、議会報告での概要を整理してございます。また、A3カラーの資料は、12月15日に開催しました(仮称)槇尾学園の学校開校準備委員会での説明及び意見の概要を整理したものでございます。 水泳授業のあり方を報告したところ、議会では、賛同の声、反対の声、方針決定が拙速ではないかなどの方がございました。 また、(仮称)槇尾学園の学校開校準備委員会においては、民間屋内プールを活用することには理解の声も確認しつつ、何とか、学校プールを設置することができないかという意見もございました。 資料6ページをお願いします。 今後の予定ですが、本日、議決をいただきましたら、水泳授業のあり方は、児童生徒にかかわる重要な事項で、水泳授業のモデル実施に伴う委託費などの予算措置も関連することから、庁議の開催を予定しております。 次に、1月には、再度、学校開校準備委員会を開催し、屋内プール利用による水泳指導の利点、プール設置スペースを活用した施設利用の利点などを説明のうえ、子どもたちのために理想と考える施設配置案を説明する予定です。 また、並行して、令和3年度のモデル校実施として、小学校1校、中学校1校を選定し、円滑なモデル実施に向け、学校説明会を開催していく予定です。 最後、令和3年度以降の取り組みですが、モデル事業実施後、速やかに検証を行い、令和4年度にも、モデル実施校を追加するなどの対応を行いながら、検
-----	---

小川教育長	証を深め、大規模校の対応含めた最終的な事業計画を作成していく予定です。 以上です。 ただいま、説明が終わりました。 この水泳授業のあり方については、これまでも、その検討の背景から確認を行っていただき、コスト面でも効果があり、和泉市の特長でもある水泳授業を更なる発展させる手段として、意見交換を行ってまいりました。本日は、その間の経過も踏まえ、その方向性の意思決定をお願いするものです。また、説明にもありましたが、本件に関しましては、令和2年和泉市議会第4回定例会におきましても、多くのご意見をいただいたと思っております。そのあたりを踏まえまして、皆様の忌憚のないご意見をいただき、議論を重ねながら進めたいと思います。 それでは、ご質問等よろしくお願いします。
深堀委員	定例教育委員会後の意見交換で十分議論を重ねてきたと思いますが、重要な問題であることと、新しい教育委員がいらっしゃるので改めて背景等を確認させていただきたいと思います。 本市にとって、学校での水泳授業は、他市に誇れるものだと思いますが、水泳授業のあり方を見直すにあたって、事務局の考えや背景をご説明ください。
阪下課長	和泉市ではこれまで、学校プールを活用して、熱心に水泳授業を行ってまいりました。小学校入学から中学校卒業までの9年間、教員の指導により泳力を身に付け、「和泉の子どもはどの子も泳げる」という声が聞かれるほど、和泉市の学校教育で培う、大きな力の一つであると認識しています。 この従来の取組みをしっかりと継承してさらに発展させ、より良い水泳授業をめざしていくという観点から、これからの水泳授業のあり方について、検討してまいりました。具体的には、さらに効果的な指導を行うことや、夏季に限定されない弾力的なカリキュラム編成ができないか、平成30年度のように猛暑で水泳が中止になったり子どもたちの健康面に影響を及ぼすことを少しでも防げないか、雨天等の天候に左右されないより快適な水泳環境を確保できないか、このような視点で検討し、今回、「より安全に」「より快適に」「より専門的に」の3つの観点から、その方向性を整理したものです。
深堀委員	今ご説明いただいたメリットがあることを従前からお聞きしています。議会では、プールを廃止することに対して反対意見が出たとのことですが、趣旨・内容についてご説明ください。
阪下課長	議会での反対意見については、まず、本市には全ての小中学校にプールがあり、そのことを誇りに思うが、誇りを捨ててまでプールを廃止するのか。そして、学校プールは、先人の方々が子どもたちのために作り上げた歴史文化のあ

	る施設であり、先人の方々の尽力で設置したものを簡単に廃止するべきでない。さらには、保護者や学校の意見を確認せずに、モデル実施に先立って方針を整備するのは拙速ではないかなどのご意見がございました。
西家委員	直営でプール授業を行ったときと民間委託した場合のコストの比較について教えてください。
阪下課長	現時点での児童・生徒数で全校で民間委託した場合の想定で試算したところ、30校のうち21校におきまして直営でプール授業を行うよりも民間プールを活用の方が安価となります。全体としては、民間プールを活用する場合に年間で2,200万円のコストメリットがあると想定しています。
西家委員	少子化に伴い、民間委託事業者が少子化に伴い事業を縮小したり、民間施設自体が減っていった場合、授業に影響が出ては困ると考えますが、事務局の考えは。
阪下課長	学校プール施設の老朽化等を勘案しながら段階的に導入していくもので、最低でも10年以上をかけて順次行っていく予定でございます。その中で成果や課題が出てくるものと考えますが、その都度、計画の見直しを行ってよりよい水泳環境の確保をめざしてまいります。民間施設の担保につきましては、社会情勢等の変化により撤退等の可能性もありますが、逆に進出等の可能性もありますので、対応策について今後もしっかりと議論を重ねて計画を作成していきたいと考えています。
小川教育長	計画のスパンについて、ご説明ください。
東次長	施設の老朽化状態を概ね50年をめぐりとして考えていきますと、現時点で、今後約10年間で約半数の学校が50年を迎えるとシュミレーションしています。
藤原委員	資料4ページ、6月の厚生文教委員会協議会の報告のところで、厚生文教委員会委員より「水難事故を起因にプール設置が進んだ経過があり、経済的とか、熱中症などの理由はあるが、水難事故から子どもを守るためには、水泳授業が必要。」とあります。 北池田小学校が村立だった頃プールはなく、昭和32年頃にプールができました。なぜプールができたのかを振り返って考えてみると、まさに本市の歴史と伝統で、目的は子どもたちに泳力を付けること。学校プールを作ることは一つの手段でした。目的が重要であって手段は必ずしも重要ではないと思います。当時、民間のプールはなかったので、学校にプールを作ることは当たり前のことでした。

本間職務代行者	現在は、幼稚園・保育園で水泳授業を行っています。たつのおか保育園・クレアール保育園・てらかど保育園の3園は全員で480人程在園していますが、ひばりスイミングクラブに3歳児から通い、泳力を付けています。小学1年生からスポーツクラブに行けるということであれば、保護者にとってスイミングクラブに通わせる費用負担が減ります。 先ほどの説明で学校プールの民間委託化の価値判断の基準を「安全性」「快適」「専門性」とおっしゃっていましたが、私はそれにプラスして、学校プールを作るよりも民間プールに通わせる方が「合理性」があるという判断基準も、ぜひ追加して考えていただきたいと思います。
阪下課長	民間施設を利用して水泳授業を行うことで、教員の負担軽減が図られることはありますか。 教員の働き方改革としては、毎日複数回行う水質管理等が民間委託を行うと不要となりますので、子どもたちと向き合う時間を増加させることが可能です。また、働き方改革の視点とは少し違いますが、猛暑に伴う熱中症の事故を防ぐことができますし、天候に左右されず冬場でも泳ぐことができる、一定の水温や室温が保たれる快適な環境を確保できると考えています。
大槻指導監	朝7時頃からプールの掃除や水質管理に取り組んでいる学校もあります。
小川教育長	小学校・中学校・小中一貫校のプール指導でも目の当たりにしたのですが、仮に10時間のカリキュラムで10時間全てこなせたとしても、雨天や高温で当初組んでいた時間割からの組み直し作業が大変という実態があります。保護者の負担にもなっています。プール開き時は子どもたちは寒さで震えながら入っており、厳密に管理して行います。梅雨があけると熱中症のおそれがある。実際に授業時間を確保すること自体が難しく、様々な安全対策に配慮しながら、泳力指導に注力できるパーセンテージが少ない現状があります。マンパワーに頼っているところがあり、リスクを背負った中で、最大限の効果を発揮できるよう努力しています。 ここで、保護者の立場からご意見をいただけたらと思います。
久米委員	大きく変わったのは3年間くらいからで、暑さで水泳授業が3時間目以降はできないという状況が続いていました。平成30年度においては暑さが理由で水泳記録会もなく、明らかに授業時間が減っている状況にあります。授業数を確保するため、2学年一緒に水泳授業することになり、実質プールに入っているより、座っている時間のほうが長くなってしまっています。 自分の子どもが通っていた学校では、保護者が監視員をしており、PTAの協力は大きかったです。蘇生法などを学んでいないので、万が一のことが起きたときに、PTA自身が対応できません。それなら、対応できるプロの監視員

阪下課長	があり、水質管理もきっちりできている、設備の整った民間のプールを利用したほうが、安全性が確保され、気温等に左右されず、以前のように水泳の授業日数が確保できるのであれば、非常にありがたいと感じています。 榎尾学園の校区での保護者への聞き取りはされていますか。 (仮称) 榎尾学園については、開校準備委員会を継続して実施しており、その中で民間活用についても意見交換をしています。詳細の内容については、本日配付しているニュースレターの最終面に記載しております。その中で、意見としては、「保護者としては、民間プールの魅力を感じる」「今の夏場の状況をみると、熱中症や紫外線などからも屋内プールの使用が今の流れではないか。」といった意見や、「南横山小学校の既存のプールを活用できれば、移動時間の短縮になると思う。」といった意見がありました。
小川教育長	今あげた意見以外にも「プールがあってほしい」など、多数の意見があったと認識しております。委員が言ったように、プールを設置しない代わりに何を持ってくるのか、という話になりますが、昔言われた、プールが誇りというのは、プール施設がないという状況の中、地域の力で学校に作るのだということで、横山地域においても、地域の方の寄附もいただきながら作ったということも聞いています。そのような話もしっかりしていけないと思います。が、学校開校準備委員会などでは、どのように対応していますか。
阪下課長	開校準備委員会でいただいた意見については、その場で丁寧に回答しており、保護者などの委員の一定の理解は得られたものと認識しています。
藤原委員	意見の中に、「プールを作る、作らないではなく、特認校でもあり、特色のある学校をつくるという点で、1年間を通して水泳指導ができるということを考えてもらいたい。」というものがありますが、特認校という意味はどのように捉えればいいのでしょうか。 個人的な意見ですが、(仮称) 榎尾学園が特認校であるということと、特色のある学校づくりということですが、プールを作るということが特色というのではなく、1年間を通じて水泳授業ができるということがひとつの特色と捉えられないこともないと思います。
阪下課長	現在、南横山小学校では、「自然豊かな教育環境を活かした」「地域の方が学校に参画していただける」という点を特色として、特認校をしています。今後については、今ある特色に加えて、それ以外の、例えば、ICTであったり、英語教育であったり、そういった特色をしっかり出してほしいといった意見であったと理解しています。
小川教育長	その中に、委員がおっしゃったのは、プールあり、なしの話ではなくて、何

	を特色とするのか、ただ「ない」という表現ではなく、「民間活用をしたプール授業のある学校」というイメージ、その学園の「売り」であるという風に、私も捉えています。 来年、新設校のパンフレットを作成したいと思っていますが、その中で、水泳授業をオールシーズン快適にできるという部分も売りのひとつと考えています。 最初の変革には大きな勇気がいるが、槇尾学園に関しては、和泉市で今までなかったことを、子ども達のためにどんどん取り入れる学校というのがコンセプトであると思っています。南横山、横山のそれぞれの教育の良さを継承しつつ、最先端の教育を取り入れる学校であるべきだと思っており、そういう意味で、地域の方にもしっかりと説明をしていく必要があると考えています。
久米委員	中学校において水泳部がある学校とない学校があると認識しています。昔、光明台中学校は水泳部があったが、顧問の先生が移られ、顧問ができる先生がなかなかいないという状況があり、ある保護者は、自分の子どもは、民間の水泳教室に通わせており、いろんな地域でメダルをとっているが、学校に水泳部がないため、市が開催する水泳記録会に出られないのは不公平であると話していました。このような事例については、解消していけるのですか。
阪下課長	顧問が異動して部活動がなくなるといったことは、部活動全般に関して起こることで、今後、水泳部に限らず、部活動全体のこれまでとは異なったあり方について、国の方での流れも進んでいるので、和泉市でも研究をおこなっていきたいと考えています。
久米委員	水泳部のない学校が、民間委託をしたことで、学校の部活動となるのか、水泳部の部員として、大会等に参加できるのか、という議論がされているのか、確認したいと思います。
大野室長	水泳部がない学校においても、府の大会などの大きい大会には、連盟への登録や引率顧問を確保した上で参加することが可能になっています。委員の質問については、今後の部活動のあり方も含めて、検討していきたいと考えています。
小川教育長	中学校10校中、5校に水泳部がないのですが、その学校の生徒については、大会に出場する場合、引率顧問をつけて参加しています。水泳部がない場合でも大会に参加できるように、現状でも対応しております。
本間職務代理者	民間に委託して、専門の指導員に習うという場合、先生が同伴していれば、授業という形になるのでしょうか。 学校の教員が教えるより、専門の指導員が教えたほうが、水泳についての水

阪下課長	準が上がるのではないかと思います。民間委託したときの先生の役割と、授業の質に対しての効果はどのように見込んでいますか。 授業については、教員が行うもので、すべてを専門指導員に任せるものではありません。これまでは、教員が技術面の指導と子どもの安全確保、評価をすべて担ってききましたが、民間活用することで、専門指導員が技術面のサポートに入ったり、安全監視員が別につくことで、教員は子どもの成長や努力を見取って励ましたり、時には一緒に入って指導、サポートしながら、評価を行うことに集中して授業を行うことができます。 そういった部分を踏まえると、民間活用した授業を行うことによって、今以上の泳力を身につけることができると考えています。民間事業者からは、低学年の段階で、6、7割程度の子どものが25メートル泳ぐことのできるようになるといった意見もいただいています。
深堀委員	民間活用については、自分の子どもも保育園で、毎週スイミングに行ったことで、泳力がかなりついたと思うところがあります。むしろ、時間のある幼稚園、保育園の間にスイミング活用というのも考えてもいいかと思いました。学校にプールがなくなるとか、学校のプールで指導してもらえなくなると、不安を感じる保護者がいると思いますが、保護者への説明であるとか、モデル実施の計画はどのようになっているのですか。
阪下課長	これから方針を地域、保護者に説明する予定で、まずは、方針として確認しようとするものです。 (仮称) 榎尾学園については、開校準備委員会の中で、施設のあり方という部分で説明を行っていますが、次年度、モデル実施を行うにあたっては、早急にモデル校を決定した上で、まずは、教員へ説明し、保護者にも説明、理解を得ていきたいと考えています。
並木教育次長	先ほど、学校開校準備委員会の保護者の関係で、民間活用についてご理解をいただいているという話をしましたが、榎尾学園のニュースの最後のページに「意見等」という中に、「子どものことを考えると、学校にあったほうがいいのではないかなと思う」といった意見や、「未来のことを考えると、不安なところもある。屋根をつけるなど、暑さ対策を考えることはできないかなと思う」「どのように工夫できるか考えることが大切。安全ありきとは思いますが、暑いから涼しくというというだけではなく、暑さの中でも育つことも大切」といった意見もあるので、引き続き、開校準備委員会の中で、丁寧に説明し、理解を求めていきたいと考えております。
酉家委員	委員から合理化という言葉がありましたが、合理化、コスト面は、効率的な動きとして避けて通れないと思います。榎尾学園の建築という部分において、

小川教育長	プールは大きなファクターだと思います。プールがなければ、校舎が2階建てになり、テラスやプレイコートが設置され、プール以外の教育活動ができる可能性があるというのが良く分かります。プールをから、他のものにレイアウトを変えるというのもいいと思いました。 プールは体力的に大事なことです、それ以上に、子ども同士、子どもと親、親同士のコミュニケーションツールのひとつという要素が大きく、苦手な子もいるが、それを踏まえて成長過程のコミュニケーションツールだと感じます。 そういう意味では、いろんな活動を考えていることが、小中一貫校のビジョンとしてあると思います。学校単位として、5年、10年と、子どもが育ち、卒業していくことに対して、いろんな成果が出てくるのではないかと感じます。 ニュースの意見にある「暑いから涼しくというだけではなく、暑さの中でも育つことも大切」というのは、その通りで、教育の原点だと思いますが、ここでの暑さ対策というのは、明らかに科学的に危険な数値があり、クリアできていないという現状があり、それは耐える力という範疇を超えている部分があります。 議会でも質問がありましたが、既存の学校のプールに、インストラクター等を派遣したらどうかということと、暑さ対策として、屋根を設置できないかということに対しての見解を確認したい。
阪下課長	暑さ指数は気温だけでなく、気温、湿度、輻射熱の3つの要素が総合的に計算されて、指数が測定されるため、寒冷紗や屋根を設置するというだけでは暑さ指数対策にはならないと認識しており、現状、室内のプールを活用しないと暑さ対策は難しいと考えている。
小川教育長	インストラクターを学校に設置する場合、コストはどのような試算になっていますか。
大槻指導監	プールにかかる費用に指導員の費用を加算するという計算になるが、民間プールであれば、安全性、快適性、専門性の観点を包括して進めることができるので、民間プールのほうが、よりコストも削減できると考えている。
小川教育長	屋外プールであると、日程変更もあるので、インストラクター派遣の日が不確定になるところもある。費用の試算は単純な派遣回数だけではなく、それ以上にかかってくると考えている。
久米委員	現状の暑さは、暑さ対策が簡単ではない状況である。息子が3人おり、全員小学校1年生からソフトボールをしている。長男がソフトボールを始めたときと、3男がソフトボールを始めたときでは、暑さ対策の方法がまったく違って

	いる。保護者が牛乳パックに氷を作り、氷水でタオルを冷やしたり、凍らせたゼリーとお茶とアクエリアスを持たせ、常に飲ませないといけない。体を冷やすミストを用意し、常に体にかけている。 屋外でプール授業をする場合、先生が子ども１人１人に対してそれだけ暑さ対策をすることが難しく、３時間目以降はプール授業ができない状況である。
小川教育長	他に質問等ございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。 議案第６０号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】
小川教育長	ご異議がないようですので、議案第６０号は原案どおり可決いたします。 関連して、この件については、引き続き、丁寧に進めてください。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。
東次長	報告事項１「適正就学対策審議会への諮問について」、教育総務課より説明願います。 教育総務課の東です。 報告事項１、適正就学対策審議会への諮問について、ご説明いたします。 資料７ページをお願いします。 富秋中学校区における施設一体型の義務教育学校の導入につきましては、第１１回定例会にて報告させていただいたアンケート調査の結果に基づき、適正就学対策審議会の日程が確定しましたので、諮問内容、審議会委員を報告するものでございます。 開催日は、１月１９日と２月２６日の２回の開催を予定しております。 諮問内容は、富秋中学校の敷地を活用した小中一貫校の導入と選択制を検討する葛の葉町を含めて就学区域を諮問予定とするものでございます。 審議会委員については、臨時委員として、地元議員、地元町会関係、ＰＴＡ関係などの方に参加いただくものでございます。 審議会にて、小中一貫校とする旨の答申を得られれば、この教育委員会会議にて、審議事項として、議決をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項２「和泉市子どもの読書活動推進協議会委員の委嘱について」、生涯学習推進室より説明願います。
味谷総括参事	生涯学習推進室生涯学習担当の味谷です。

小川教育長	報告事項 2、和泉市子どもの読書活動推進協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料 9 ページをお願いします。 教育委員会の附属機関である「和泉市子どもの読書活動推進協議会」において、「第 3 次和泉市子どもの読書活動推進計画」の進捗状況の確認や今後の方策について協議するため、令和元年度末をもって、委員の任期が満了したことから、和泉市子どもの読書活動推進協議会規則第 3 条第 2 項に基づき、令和 2 年度から令和 3 年度末までの 2 年度の間の新たな委員を選任いたしました。 なお、近日の社会情勢を鑑み、新型コロナウイルス感染防止のため、協議会の開催については、和泉市子どもの読書活動推進協議会規則第 7 条の規定に基づき書面ですすめているところです。 以上です。
東次長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。 情報提供 1「令和 2 年和泉市議会第 3 回・第 4 回定例会における議決審議の結果等について」ですが、事前に資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。 教育委員会会議の日程変更について、教育総務課の東よりご報告いたします。 本日、机上配布させていただいております「和泉市教育委員会定例会開催日予定」の資料をご覧ください。 すでにご案内の内容と変更はございませんが、次回の市議会の開催日程が確定し、従来予定しておりました、定例教育委員会の開催日程と重複することとなったため、日程の変更をお願いするものでございます。 令和 3 年 2 月 4 日につきましては、開催時刻を午後 3 時 30 分からの定例会に変更いたしまして、当初 2 月 25 日を予定しておりました定例会は 3 月 4 日午後 3 時 30 分からに変更させていただきます。3 月 25 日につきましては、開始時刻を午後 2 時からの臨時会に変更いたします。 お忙しいところ、誠にご迷惑お掛けしますが、よろしくお願いいたします。 また、別に「定例会日程調整表」をお配りしております。 来年度の定例会の日程調整をさせていただくため、各委員の日程をお伺いさせていただくものでございます。原則、木曜日の午後 3 時からの開催を基本に、議会開催等の都合により、時間、曜日の調整をさせていただく場合がございます。配布している日程調整表に、現時点でご都合のつかない日時に×印をご記

小川教育長	入のうえ、次回の定例会もしくは、日程調整表を改めてメールで送付いたしますので、メールでのご返送でも結構です。 お忙しい折、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。 以上です。 何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了いたします。最後に、議案第 59 号「和泉市立学校における教職員の処分について」に移りますので、関係のない方の退席をお願いします。 【非公開にて審議、可決】
小川教育長	以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。

令和２年和泉市教育委員会第１２回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。